

警報発表時の措置について

陽春の候、皆様には、ますます御清祥のことと拝察申し上げます。

さて、警報発表時の措置については、下記の要領にて対応いたします。地震・気象情報等に十分留意され、児童への御指導の程、よろしくお願いします。

記

1 対象となる警報

津波、暴風、大雨、洪水、大雪、高潮、波浪、**氾濫、土砂災害**等の全ての警報

※ この文書では「警報」には「**特別警報**」を含みます。

2 登校前に警報が出ている場合

- 学校より警報発表中のお知らせをし、児童は自宅待機を原則とします。
- 午前中に警報が解除になった場合、または、警報の内容や気象情報により登校できると判断した場合は、学校より通学バスの出発時刻と授業開始時刻を連絡します。
- その後の予定については、警報の継続や解除、通学路の状態等を確認しながら、連絡します。

3 登校後に警報が出た場合

- P T A会長及び各支会長と連絡を取り、より安全な下校手段をとります。なお、津波警報発令の場合は、学校待機を原則とします。
- 通常の下校時刻より早く下校させるなど、下校時刻を変更する場合などは、その旨を連絡します。

4 その他

- 警報が発表されていない場合でも、通学路点検が必要と判断した場合には、その旨を連絡します（6:20頃）。安全の確認が報告されるまで自宅待機をお願いします。
- 学校からの警報発表等の連絡が遅れる場合も考えられるため、警報発表を知らせるメールサービス等も御利用ください。